

○森ゆうこ君 皆様、大変お疲れさまでございます。希望の会、自由党の森ゆうこでございます。

質問に入ります前に、鳥インフルエンザ、我が新潟県でも発生をいたしました。先ほど、田名部委員の方からのお話ございましたけれども、本当に初動が早かった。そして、過去の教訓を踏まえて農水省を始め、また自衛隊の皆さん、もちろん地元もそうですけれども、緊密に連携して早急にまずは収束をさせていただいたということにこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。そして、あわせて、通報が早かった、そして迷いなく、ちゅうちょすることなく殺処分が行われた。それも、先ほど御質問されました櫻井元財務副大臣が政治家としてリーダーシップを発揮されて、一〇〇%の補償ということにさせていただいたおかげなんだなというふうに思います。改めて、感謝を申し上げたいと思います。

環境省から先日いただいた資料では、やはり改めて、変異すると人の新型インフルエンザの原因となる可能性もありますので、家禽での発生予防、蔓延防止を徹底する必要があると、こういう認識が改めて示されたところでございますので、今後とも当局の御努力を心からお願いする次第でございます。

それでは、今日の質問に入りたいと思いますけれども、バター不足について質問をさせていただきたいと思います。

規制改革会議の平成二十八年三月二十三日の農業ワーキング・グループの議事録によれば、河野内閣特命担当大臣、当時ですけれども、こう言っています。「農業ワーキング・グループは、バター不足という非常に不思議な現象がございまして、資本主義、自由主義であるはずの日本経済の中に、ここだけ計画経済が残っているという、その欠点が大きく出てきたのがこのバター不足だと思いますが、それをきっかけに牛乳や乳製品の生産、流通が果たして今の仕組みでいいのだろうか、長年戦後からずっと同じ仕組みでやってまいりましたが、さまざまな取り巻く状況が変わっている中で、果たしてこの制度でいいのだろうかというところを真剣に御議論いただいております。」、こういう挨拶があります。

これが、ここで号砲が鳴らされたというか、つまり指定団体を狙い撃ちにした改革の議論がスタートしたというふうに見えるわけでございます。でも、本当にバター不足は、これまでのその指定団体等の制度によるものなのか、バター不足が生じた直接の要因は何か、そして、その背景について農水省の見解を伺います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

一昨年、平成二十六年でございますけれども、この年、近年乳牛の頭数の減少というのに加えまして、その前年、平成二十五年、非常に猛暑でございました。その影響等によりまして、二十六年の生乳生産量が大きく減少いたしまして、バターの生産量、在庫量が減少いたしました。このような供給不安を背景といたしまして、通常は業務用のバターを調達されます洋菓子店等の方々も家庭用バターを例えばスーパーで購入するというようなことなども重なりまして、スーパー等のバターが品薄となるという事態が生じたというふうに考えてございます。

このため、定期的に生産、流通、消費に関わる関係者が一堂に会する乳製品需給等情報交換連絡会議等を開催いたしまして、情報共有を小まめに行うとともに、国家貿易でのバターの適時適切な輸入ということで、今年の冬は全く問題ないというふうに考えてございます。

○森ゆうこ君 規制改革会議農業ワーキング・グループは、その後もとにかくバター不足はこれまでの仕組みのせいなのだということで、平成二十八年三月三十一日に指定団体制度の廃止を求める生乳流通等の見直しに関する意見を提出しましたが、さすがにこれは反対が強く、今回のものにも盛り込まれず、そこで代わってと言ったらいんでしょうかね、補給金の話になっていったんだというふうに思っておりますけれども。

指定団体の役割と課題について、これからの制度設計のやり方によっては大変な悪影響、生乳の需給への悪影響が懸念されるんですけれども、指定団体の役割と課題についてどのような認識を持っていらっしゃるのか、農水省としてきちっと示していただかなければいけませんし、具体的にどのような制度を目指しているのか、農水省としての見解をお示しいただきたい。

○副大臣（礒崎陽輔君） お答えいたします。

まず、役割の方は先ほどの質疑の中でもございましたが、輸送コストの削減、条件不利地域の集乳、乳価交渉力の確保に加えまして、補給金を通じた飲用向けと乳製品向けの仕向けの調整の実効性を確保すること、この四つであると考えておりまして、今後の指定団体制度の改革におきましても従来果たしてきたこの役割はきちんと確保されるべきであると考えております。

その中で、農業競争力強化プログラムの中では、従来の指定団体以外にも補給金を交付したり、あるいは、全量委託だけではなく部分委託も認めるというようなことを既に決められたところでございますが、これを踏まえつつも今後の制度検討に当たっては、年間の販売計画の仕組みが飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとし、現場の生産者が部分委託に関しても不公平を感じないよう、また場当たりの利用を認めないルール等とすること、また条件不利地域対策については当該地域の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとするということについて考慮することとなっております、こういうスキームは絶対に我々も変えることができないので、農林水産省といたしましても、関係団体、関係者の意見を十分聞いて、しかるべき制度設計に邁進したいと思っております。

○森ゆうこ君 お手元に資料を配付いたしました。英国の、これは反面教師とすべきではないかということで、MMBの解体、そしてその結果、今日に至るまでずっと混乱をしている状況ということで、さらには、この間来られましたフランスの農業省総局長は、やはり酪農の危機、農家団結をとというメッセージを残していかれたわけですから、これは非常に重要なメッセージだったのではないかというふうにも思います。

私は、一九九九年に、当時、構造改善事業の予算だったというふうに思いますが、これは二回しか行われなかったんですが、全国農業会議所主管の全国農村で頑張る女性たちヨ

一ロッパ農業事情調査団というものに参加いたしまして、全国の女性カリスマ農業経営者の皆さんと一緒にイギリス、フランス、ドイツ、オランダ、四か国、視察を二週間ほどさせていただきました。イギリスでは酪農家、フランスでもそうですけど、酪農家の、当時はグリーンツーリズムということでBアンドBに泊まらせていただいたり、生産者団体、農協と言われるところ、農水省に当たるところ、各、各国、いろんなお話を伺ってまいりました。

当時も、要するに直接支払、もうありとあらゆる理屈を付けてとにかく農業を保護する、それは食料安全保障だけではなく国境、まさしく安全保障のために、自給率は一〇〇%どころか二〇〇%を目指すんだということで当時もやっていらっしゃったという経験を踏まえ、そしてその農家の、特に酪農家の皆さんのお話を聞いたこと、当時、一九九九年は多分このMMBは既に解体が始まっていたというふうに思いますけれども、農水省として、この英国の経験、あるいはフランスの、農業大国ですけれども、この政策の方向性というものについてどう分析し、これをどういうふうに生かしていこうとされているのか、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（枝元真徹君） お答え申し上げます。

委員御指摘のイギリスのMMBでございますけれども、先生御紹介いただきましたとおり、一九三三年、昭和八年ですが、に創設されまして、これは商業用に生産された全てのイギリスの生乳はここで一元的に集荷、販売するという法的な権限、義務を、義務というんですか、酪農家からすると義務を課したという組織でございます、一九九四年、平成の六年に廃止されました。

先生の資料にもございますとおり、その後、価格的には一時、廃止後上がりましたけれども、その後下がりました。その後、ほぼEUの乳価に近接をするという、最近ちょっと上がっているというような状況ではないかというふうに承知をしています。

このことにつきましては、英国国内におきまして負の評価としては業界の収益が小売業に吸収されたという指摘がある一方で、酪農生産者を市場志向に導いたと評価する声、二つの声があるというふうに承知をしております。

また、フランスを例に出されました、二〇一五年に廃止されましたこれはEUのクォータ制度だろうと思いますが、生乳の生産割当て制度につきましては、そのクォータの廃止によりましてEU域内の生乳生産が増加した一方で、当時、中国等の新興国の需要が減退した、また、それにロシアの乳製品の輸入禁止が重なったということから、需要が大きく減少いたしましたためにEU全体の乳価が下落したというふうに承知をしております。

各国の酪農政策、それぞれの国におきます酪農業の位置付け等々を考慮して施策が講じられていると承知してございますけれども、イギリスにおきましては、MMBの廃止後、新たな制度導入、そういう動きは承知をしております。

EUにつきましては、クォータ制度廃止後の需給緩和に際しまして、脱脂粉乳、バター等の保管支援の拡充、あと生乳を減産した者に対する奨励金、そういう措置が行われているというふうに承知をしております。

○森ゆうこ君 御説明いただいたわけですけど、大臣、どう思われますか。特に酪農なん

かは、本当に市場原理そのものにさらしてしまったり、自由競争にさらしてしまったり、これは継続できない、再生産できない、そういう最たるものだと思うんですけども、どうもそれを自由競争から守るんだ、自給率を守るんだ、食料安全保障を守るんだ、そういう強いメッセージ、強い覚悟というものが大臣からは聞こえませんし、この間の議論の中で農水省側からどうしても伝わってこないんですけども、どうなんでしょうか、大臣。

○国務大臣（山本有二君） 市場メカニズムだけでこの国の農業を守り、食料自給率、自給力を守るといふ、そういう立場にはありません。あくまでも、このメカニズムに合わない部分に対しては国が強く関与し、また財政的に支援する、そういう措置が必要だと、こう考えております。

先ほどの御指摘のイギリスのMMBやあるいはEUの試みというものも、幾つかその時代その時代に応じて決定し、覚悟してそういう政策、全量買取りというようなこともやってきた時代の経過というのは、我々も共に共通するところではないかと思っております。

またさらに、日本におきましての指定生産団体の機能の中で、最も今回期待されますところが共同販売の実を上げる乳価交渉力の強化でございます。つまり、乳価の交渉力が付きますと、それに応じて生産農家に入る所得も増えるわけでございます。その意味において新しい時代を迎えることができたという意味でもございます。さらに、指定団体以外に出荷した生産者にも補給金が交付されますし、部分委託でも交付されます。

そういったことでも、計画的な生産調整において、飲用乳と加工乳とこの二つがバランス良く北海道でも安んじて営農できるというようなことを今回目指すわけございまして、幾つかの外国の例にありますとおり、トライ・アンド・エラー、改革を進めながら最も適切な措置、そういう方法論、これに逢着するというようなことが賢明な農政ではないかというように思っております。

○森ゆうこ君 トライ・アンド・エラーはよくないですよ。そんなことやっていたらもうなくなってしまうぐらい現場は疲弊しているんですよ。トライ・アンド・エラーなんてのんきなことを言っていたら困るんですよ。ましてや、TPP諦めていないというし、これから年内大枠合意というふうに言っているわけでしょう、日欧EPA。そんなトライ・アンド・エラーなんて言っていたら、ただでさえもう現場は既に疲弊しているわけですから、もう間に合いませんよ。

そのMMBの解体というのは、農水省のこのリサーチペーパーによれば、長年にわたる価格・流通統制から徹底した自由取引へ、百八十度の制度転換をごく短期間に実施するという希代の社会実験だったと言ってよいという評価をされているわけですよ。ということは、せっかく大変な犠牲を払ってイギリスはやったわけですから、その轍は絶対踏まない、絶対守る、そういう強いメッセージが欲しいんですよ。

全然農業関係ない人だからそういうことを言っているんですか。もっとちゃんと教えてください。

○国務大臣（山本有二君） 森委員のおっしゃるとおり、イギリスでのその試み、あるいはイギリスでの失敗、その轍を踏まないように今回の改革、しっかりやっていく所存でござ

ございますし、また法案につきましては、明年しっかりとした制度設計において、様々な方々の御意見を聞いて構築したいというように思っております。

○森ゆうこ君 それで、今言っていた日EU経済連携協定に、TPPの内容を準用して年内大枠合意を目指すという報道がなされているんですけど、ショックを受けたんじゃないですかね、皆さん。そのためにやっていたのか、冗談じゃないよという気持ちなんですかね。

まあ、どうぞ、外務省。どうなんですか。

○大臣政務官（滝沢求君） お答え申し上げます。

保護主義的な動きが世界的に広がっている中で、基本的価値を共有するEUとの間で本年中にEPAの大枠について合意したいと考えており、この点につきましては日EU首脳間で累次にわたり確認しているところでございます。

交渉の現状につきましては、現在、EU側と鋭意交渉中でございますので、内容について言及することは控えさせていただきますが、日EU双方の関心分野を踏まえ、またお互いのセンシティブティに配慮しつつ国益の観点から最善の結果を追求しているところでございます。また、関係省庁間で緊密に連携し交渉に取り組むため、先月には主要閣僚会議の開催を閣議決定いたしました。

引き続き、政府一丸となって精力的に交渉を進めてまいります。

以上です。

○森ゆうこ君 それじゃ全く分かりませんね。

ところで、政務官、大枠合意なんですか、大筋合意ではなくて。どちらなんですか。

○大臣政務官（滝沢求君） 大枠合意でございます。

○森ゆうこ君 大枠合意というのはどういう意味ですか。

○大臣政務官（滝沢求君） 一概に定義が定まっているわけではございませんが、交渉の基本的な要素につき、政治レベルで判断すべき論点が解決している状況を大枠合意と考えております。

失礼しました。政治レベルで判断すべき論点が解決している状況を大枠合意と考えております。

以上です。

○森ゆうこ君 政治レベルで判断すべき論点が合意できているということですか。それはどういう意味ですか。どういう意味ですか。全然意味が分かりません。政治レベルで解決すべき論点が合意できている、全然意味が分からないので、もう一回、ちょっと具体的に答えてください。

○大臣政務官（滝沢求君） 改めてお答え申し上げますが、交渉の基本的な要素につき、政治レベルで判断すべき論点が解決している状況を大筋合意と考えております。大枠合意と考えているところであります。改めて、大枠合意と考えているところであります。

○森ゆうこ君 交渉の中身は交渉中だから答えられないとしても、一体何を話し合っているんですか。何を、どういう論点があるんですか。それぐらいは答えないと、それはもう全く国民の知る権利を阻害しているとしか言いようがありませんけど、具体的にその論点って何ですか。

○委員長（渡辺猛之君） 滝沢政務官、時間が来ておりますので、簡潔な答弁をお願いします。

○大臣政務官（滝沢求君） お答え申し上げます。

現在の、交渉中であるため、具体的な内容についてはお答えは差し控えさせていただきます。

○委員長（渡辺猛之君） 森ゆうこ君、時間が来ております。質疑おまとめください。

○森ゆうこ君 時間が過ぎていることは承知しておりますが、いいんですか、こんな答弁で。自民党の皆さん、いいんですか、こんなので。また同じですよ、TPPと。TPP断固反対、うそつかない、だまされたんでしょう、自民党も。（発言する者あり）だまされたんですよ。

○委員長（渡辺猛之君） 時間が来ております。質疑をおまとめください。

○森ゆうこ君 ということで、政治的に解決すべき論点で合意って一体何ですか。全く分かりません。

不誠実な答弁に強く抗議をして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。